

Q483. 労基法 39 条 1 項には、年休が付与されるためには全労働日の 8 割以上出勤しなければならないと定められていますが、遅刻、早退した日であっても出勤したことになるのでしょうか。

労基法 39 条 1 項の出勤率は、労働日を単位として計算すべきものと考えられます。遅刻、早退した日であっても出勤したことに変更ありませんので、労基法 39 条 1 項との関係では出勤したものとして取り扱われることになります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎